

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

芦別市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 芦別市農業の概要	
2 芦別市農業の現状	
3 芦別市農業の課題と方策	
4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組	
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する取組	
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
1 個別経営体	
2 組織経営体	
第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 7
第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	1 8
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 芦別市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 9
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	2 0
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	
第 7 その他	2 7

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 芦別市農業の概要

本市は北海道のほぼ中央、空知総合振興局管内の東部に位置し、総面積は865.04㎢を有しているが、森林面積が約88%を占めており典型的な中山間地帯である。

気候は大陸的で、農耕期間における平均気温は17.9℃と比較的高く、中央部を石狩川の最大支流である空知川が流れ、その大小の支流により恵まれた水利を利用し、これらの流域に広がる平坦部が農用地として利用されている。

また、経営形態は圃場整備事業、農業構造改善事業等による生産基盤の整備、並行して各種事業の積極的活用により水稻を中心として畑作物、野菜、花き等を取り入れた複合経営が主である。

2 芦別市農業の現状

本市農家の1戸当たり経営耕地面積は、令和2年で13.2ヘクタールと全道の26.5ヘクタールと比しても狭小で、且つ、沢地帯が多く大規模農業経営を推進するには制約が大きい。また、酪農においても牛肉の自由化の影響による個体販売価格の低下や牛乳・乳製品の需給緩和による生乳の減産などの生産環境にあるため、飼養頭数、生乳生産量は伸び悩んでおり、その経営は厳しい状況にある。

農家戸数は、令和2年では203戸となっており、今後も後継者のいない農家や農業従事者の高齢化、さらには労働力不足などから、農家戸数は引き続き減少していくものと見込まれている。また、農業経営の先行き不安などから規模拡大に消極的な農家も見受けられ、受け手のいない農地の増大が懸念されている。

本市の作付作物は、昭和45年の稲作転換政策の実施に伴い、水稻を中心として高収益作物を組み合わせた複合経営の推進を図り生産団地の育成に努めてきた結果、メロン、花きなどの生産が定着している。

3 芦別市農業の課題と方策

(1) 地域農業のシステムづくり

ア 中核的担い手の確保、新規就農者・後継者の確保育成及び労働力不足への対応

本市は農業を支える担い手の減少と高齢化が進展しており、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念されている。

こうした状況にあつて、将来に向かつて本市農業を安定的に発展させるためには、農業を取りまく社会・経済の変化に適切に対応できる高い技術と優れた経営管理能力をもつ農業者を育成・確保することが強く求められている。

このためには、実践的な研修教育の機会を創出するとともに、農家子弟の農業への就労を促すばかりではなく、地域おこし協力隊制度を活用するなど、農業以外からも意欲のある人材の就農を促進することも必要である。

特に、新規就農者対策は農業関係者や農業者の意識改革と併せて受入れのための条件・環境等整備を早急に推進する中で、農村の活性化へと連動させる方向で取り組むことが必要である。

また、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化や慢性的な労働力不足に対応するため、市内の各生産地域の地理的条件や生産方式に則した、省力化が可能なスマート農業の効果的な導入に向けた取り組みを推進するとともに、農業サポーター人材バンクの活用に加え、インターネットアプリ等の活用を促進するなど、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

イ 普及指導体制の充実・強化

生産性を高め、国際化時代に対応し、産地間競争に打ち勝つためには経営体質の強化を図らなければならない。

そのためには、関係機関が一体となって情報の収集・分析を行い本市農業の新しい方向付けを行う必要がある。

また、情報システムを積極的に活用し、生産コストの低減、農産物の安定生産、品質の向上、市場流通の適正化等に努めることにより、地域農業の活性化を図る。

ウ 消費者ニーズと地域農業の結合・強化

従来は農業生産は生産重点主義で、商品を作るという認識は薄かった。しかし、今般、市場や量販店の要望を把握することで、流通段階の消費者ニーズを生産活動に反映させてきているところであり、今後も消費者との交流を通じて消費者ニーズに対応した農畜産物の生産を推進することが必要である。

特に、大消費地である首都圏における消費者ニーズの把握が重要なことから、その一環として物産の展示・販売等のアンテナショップの開設や情報収集・販路拡大等のマーケティングの実施などを検討する必要がある。

エ 農業団体等の関係組織機能の強化

地域農業の安定的な発展を図るためには、地域農業経済の原動力である農業協同組合が、生産から販売にいたる有利性を大いに発揮し、経営の安定と農業構造の変化に対応した組織化や機能を充実させ、効率的な組織運営を図る必要がある。

(2) 生産基盤の整備強化

ア 農業基盤の整備

本市の農業を支えてきた農業基盤整備事業は、今日まで国営・道営・団体営の各種補助事業により、農地造成・区画整理・客土・暗渠排水・農道・明渠排水や圃場整備等を進めてきたところである。しかし、米の減反政策やメロン、花きなどの高収益作物の定着による作物の多様化は、圃場整備における整備内容の多様化につながり、今後これらの要望に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、高収益作物の生産振興を図る上で欠かすことのできない用水の確保、地力維持増進のための有機資材の確保など農地の資質向上と基盤整備のあり方の転換が必要となってきた。

イ 優良農地の確保と農地の流動化の促進

農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件の悪い農地等を中心として、近年、耕作放棄地が発生する懸念があり、農地処分の増加が見込まれるなど農地の需給ギャップが拡大し、将来的には、優良農地の遊休化にも波及する恐れがある。

また、経営規模の拡大に当たっては、作業・管理の効率化を図るため極力農地の散在を避けることが必要である。

このため、絶えず出し手及び受け手の農地の状況など情報収集に努めることが重要であり、円滑な担い手への農地の利用集積を推進する必要がある。

ウ 地力の増進

農業の機械化が進むにつれて、堆肥等有機物の施用不足や化学肥料の多用、大型農業機械の踏圧による耕盤層の形成など土壌の理化学性が悪化し、作物の減収や品質低下を招いている。

しかし、地力の維持増進は、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の生産のほか、安定した収量の確保及び低コスト生産など経営の安定を図る上で、農業者自ら実践しなければならない基本的事項である。

このためには、土地改良・土層改良はもとより計画的な土壌改

良資材や有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理など総合的な対策が必要である。

4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な将来(概ね10年後)の農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、本市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(農家1戸当たりおおむね400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800~2,300時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

この目標を達成するため

- (1) 本市は、農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関・団体等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として組織された芦別市担い手育成総合支援協議会を通じて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の芦別市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画(以下単に「農業経営改善計画」という。)の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつ

けて利用権設定等を進める。

- (3) 本市は、農業委員会、農業協同組合の担当職員とともに農業改良普及センターの協力を得て、農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地域単位の研修会を開催する。

また、本市は、農業委員会、農業協同組合の担当職員とともに、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲との組み合わせによる複合経営の確立に結びつけるよう努める。

- (4) 集約的な農業経営の展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設野菜の作型、品種の選定等による高収益化を推進する。

- (5) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の策定などを通じて、地域関係者の話し合いにより適切な農業者に農用地の利用を集積する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者等中心経営体の経営改善に資するよう集落の構成員間の役割分担を明確化にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、芦別市農作業受託協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター

の育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に
応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体
制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

なお、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者について
は、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人
化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農
業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率
的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う
高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割
分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維
持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率の良かつ安
定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等
にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造
の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制
度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援
による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、
その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施
されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係
団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する取組

(1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者は1人ではあるが、令和3年度は
地域おこし協力隊やUターンからの就農者を含め6人が新規就農し
ている。今後も、基幹作物である水稲をはじめ地元農産物の生産量
の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手
を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択
してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の
発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の
育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を、年間1万人から2万
人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、北海道農業

経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間 670 人の新規就農者の新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間 2 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を 5 年間で 1 増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農 5 年後における所得水準及び労働時間は、4 に定めるものをおおむね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者においては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、農家 1 戸当たりおおむね 200 万円程度の達成を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に芦別市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 [個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従 事の 態様等
1 水 稻 (専業)	〈作付面積等〉 水 稻 11.50 ha 小麦(委託) 3.00 ha 計 14.50 ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(40ps) 1台 ・田植機(乗用4条) 1台 ・自脱型コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(40石) 1基 外 〈その他〉 ・防除は無人ヘリによる委託 ・小麦は防除、追肥以外全て委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画	〈家族労働〉 ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 2,333時間 ・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 〈経営収支〉 ・農業粗収入 1,118万円 ・農業経営費 951万円 ・農業所得 398万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従 事の 態様等
2 水 稲 野 菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 5.00 ha</p> <p>メロン 0.50 ha</p> <p>ほうれん草 (0.10 ha)</p> <p>小麦(委託) 1.20 ha</p> <p>計 6.80 ha</p> <p>・ほうれん草はメロンハウスの後作</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <p>・乗用トラクター(30ps) 1台</p> <p>・田植機(乗用4条) 1台</p> <p>・自脱型コンバイン(4条) 1台</p> <p>・乾燥機(40石) 2基</p> <p>・メロンハウス 13棟 外</p> <p>〈その他〉</p> <p>・水稲の防除は無農ヘリによる委託</p> <p>・メロンは共同育苗(共販)</p>	<p>・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・農業機械施設の保守管理</p> <p>・市場価格動向の把握</p> <p>・計画的出荷</p> <p>・パソコンによる経営計画</p>	<p>〈家族労働〉</p> <p>・主従事者 1.0人</p> <p>・補助従事者 1.0人</p> <p>2,472時間</p> <p>・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 181時間</p> <p>〈経営収支〉</p> <p>・農業粗収入 1,099万円</p> <p>・農業経営費 834万円</p> <p>・農業所得 398万円</p>

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
3 水 稻 花 き	〈作付面積等〉 水 稻 7.10 ha かすみそう 0.12 ha スターチス 0.12 ha そば(委託) 1.16 ha 計 8.50 ha	〈機械施設設備〉 ・乗用トラクター(30ps) 1台 ・田植機(乗用4条) 1台 ・自脱型コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(40石) 2基 ・花きハウス 7棟 ・深耕ロータリー 1台 ・加温設備 一式 外 〈その他〉 ・水稻の防除は無人ヘリによる委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・労働時間の調整 ・市場価格動向の把握 ・パソコンによる経営計画	〈家族労働〉 ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 2,381時間 ・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 230時間 〈経営収支〉 ・農業粗収入 1,341万円 ・農業経営費 1,081万円 ・農業所得 390万円

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
4 花 き (専 業)	〈作付面積等〉 かすみそう 0.10 ha スターチス 0.10 ha トルコギョウ 0.05 ha 小麦(委託) 0.95 ha 計 1.20 ha	〈機械施設設備〉 ・乗用トラクター(30ps) 1台 ・花きハウス 7棟 ・深耕ロータリー 1台 ・加温設備 一式 外	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・労働時間の調整 ・市場価格動向の把握 ・パソコンによる経営計画	〈家族労働〉 ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 2,221時間 ・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 346時間 〈経営収支〉 ・農業粗収入 783万円 ・農業経営費 615万円 ・農業所得 398万円

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
5 水 稲 畑 作	〈作付面積等〉 水 稲 6.00 ha 馬鈴しょ 1.50 ha (食用) 南 瓜 1.00 ha 百 合 根 0.20 ha (食用) 小 豆 1.00 ha 秋 蒔 小 麦 1.50 ha 計 11.20 ha	〈機械施設設備〉 ・乗用トラクター (40ps) 2台 ・田植機 (乗用4条) 1台 ・自脱型コンバイン (4条) 1台 ・乾燥機 (30石) 2台 ・ボトムプラウ (18×2) 1台 ・スプレーヤー (500ℓ) 1台 ・カルチベーター (4条) 1台 ・寒冷紗ハウス 2棟 ・ポテトプランター 1台 ・ポテトハーベスター 1台 外 〈その他〉 ・水稲の防除は無人ヘリによる委託 ・馬鈴しょは早堀りによる早期出荷 ・食用百合根の販売は個選個販 ・畑作は合理的輪作体系を整える	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場価格動向の把握 ・パソコンによる経営計画	〈家族労働〉 ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 2,004時間 ・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 224時間 〈経営収支〉 ・農業粗収入 1,380万円 ・農業経営費 1,121万円 ・農業所得 403万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
6 畑作 (専業)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>馬鈴しょ 3.50 ha (食用)</p> <p>南 瓜 1.00 ha</p> <p>百 合 根 0.40 ha (食用)</p> <p>小 豆 2.00 ha</p> <p>秋 蒔小麦 3.50 ha</p> <p>そ ば 2.00 ha</p> <p>緑肥えん麦 1.00 ha</p> <p>計 13.40 ha</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <p>・乗用トラクター (60ps) 1台</p> <p>・乗用トラクター (40ps) 1台</p> <p>・ボトムブラウ (18×2) 1台</p> <p>・スプレーヤー (800ℓ) 1台</p> <p>・カルチベーター (4条) 1台</p> <p>・寒冷紗ハウス 4棟</p> <p>・ポテトプランター 1台</p> <p>・ポテトハーベスター 1台</p> <p>・プランター 1台</p> <p>・ビーンスレッシャー石 1台</p> <p>・ビーンカッター 1台</p> <p>・グレンドリル 1台</p> <p>・自脱型コンバイン (4条) 1台 外</p> <p>〈その他〉</p> <p>・合理的な輪作体系を整える</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・市場価格動向の把握</p> <p>・パソコンによる経営計画</p>	<p>〈家族労働〉</p> <p>・主従事者 1.0人</p> <p>・補助従事者 2.0人</p> <p>2,009時間</p> <p>・雇用 農繁期における臨時雇用の確保</p> <p>372時間</p> <p>〈経営収支〉</p> <p>・農業粗収入 1,369万円</p> <p>・農業経営費 1,243万円</p> <p>・農業所得 401万円</p>

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
7 施設野菜 (専 業)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>メロン 0.70 ha ほうれん草 (0.10 ha) そば(委託) 1.30 ha 計 2.10 ha</p> <p>・ほうれん草はメロンハウスの後作</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>・乗用トラクター(30ps) 1台</p> <p>・メロンハウス 23棟</p> <p>・加温設備 一式 外</p> <p>〈その他〉</p> <p>・メロンは共同育苗(共販)</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・市場価格動向の把握</p> <p>・計画的出荷</p> <p>・パソコンによる経営計画</p>	<p>〈家族労働〉</p> <p>・主従事者 1.0人</p> <p>・補助従事者 1.0人</p> <p>2,329時間</p> <p>・雇用農繁期における臨時雇用の確保 592時間</p> <p>〈経営収支〉</p> <p>・農業粗収入 1,084万円</p> <p>・農業経営費 813万円</p> <p>・農業所得 391万円</p>

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
8 酪 農 (専 業)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>牧草 35.0 ha サイレージ用 ともろこし 5.0 ha 計 40.0 ha</p> <p>〈飼養頭数〉</p> <p>経産牛 40 頭 育成牛 10 頭 子牛 8 頭 計 58 頭</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1棟 ・乾草舎 1棟 ・サイロ 1棟 ・堆肥場 1基 ・尿溜 1基 ・乗用トラクター (60ps) 1台 ・レッター (3.6m) 1台 ・バルククーラー (3,000ℓ) 1台 ・レーキ (1連) 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・ロールペーラー 1台 <li style="text-align: right;">外 <p>〈共同利用〉2~4戸共同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター (80ps) 1台 ・バキュームカー (3,000ℓ) 1台 ・ライムソワー (410ℓ) 1台 ・フロントローダー 1台 <li style="text-align: right;">外 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バルククーラー、堆肥場設備はリースを利用 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・乳牛検定成績の活用 ・農業機械施設の保守管理 ・作業記録の整備 ・パソコンによる経営計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 (家族労働) ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 2,000時間 〈経営収支〉 ・農業粗収入 2,773万円 ・農業経営費 2,376万円 ・農業所得 397万円

2 [組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従 事の 態様等
1 水稲 畑作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 40.00 ha 秋蒔小麦 3.00 ha そば 2.00 ha 南 瓜 1.00 ha 計 46.00 ha</p> <p>作業委託 水稲 5.00 ha (収穫・乾燥調製) 秋蒔小麦 5.00 ha (耕起、播種、収穫、乾燥) 計 10.00 ha</p> <p>〈構成員戸数〉 3 戸</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クローラートラクター (70 p s) 1台 ・乗用トラクター (40 p s) 2台 ・田植機 (乗用6条) 2台 ・汎用コンバイン (刈幅3.6m) 1台 ・汎用コンバイン (刈幅2.06m) 1台 ・乾燥機 (60石) 4基 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除は無人ヘリによる委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画 ・給料制の導入 ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の社会保険への加入 ・定期的な休日の確保 (労働力) ・主従事者 3.0 人 ・補助従事者 3.0 人 3,777 時間 ・雇用農繁期における臨時雇用の確保 606 時間 (経営収支) ・農業粗収入 3,686 万円 ・農業経営費 2,811 万円 ・農業所得 1,195 万円

- 注 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を達成しうる農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従 事の 態様等
1 施設 野菜 (専業)	〈作付面積等〉 ・ハウスメロン 加温半促成 0.50 ha ほうれん草 (0.10 ha) <hr/> 計 0.50 ha ・ほうれん草はメロンハウスの 後作	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター (30 p s) 1台 ・動力噴霧機 1台 ・農用トラック (軽トラ) 1台 ・栽培ハウス 15棟 外	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画	〈家族労働〉 ・主従事者 1.0人 ・補助従事者 1.0人 1,886時間 ・雇用 農繁期における臨時雇用の確保 274時間 〈経営収支〉 ・農業粗収入 499万円 ・農業経営費 351万円 ・農業所得 199万円

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組んでいく必要がある。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、青色申告を基礎とした経理事務や経営の調査研修による農業経営の合理化の推進、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等の実施など、地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて経営を担う人材の育成に取り組む。

2 芦別市が主体的に行う取組

(1) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

北海道立農業大学校、農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合、生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより当該青年等の就農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

(2) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立しないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために青年農業者との交流会への参加を促すとともに、芦別市認定農業者連絡会議との交流の機会を設ける。また、農業協同組合が運営する農産物の直売施設と連携し、生産物の販路確保を支援する。

(3) 経営力の向上に向けた支援

(1)に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業改良普及センターによる地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流促進、農業協同組合が運営する農産物の直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

(4) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業資金や青年等就農資金、担い手確保・経営強化支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人北海道農業公社、技術や経営ノウハウについての習得については、北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、本市、農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

(1) 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社、農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（各種研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

(2) 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関、教育委員会と連携し、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場や農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を図るため、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面

積を含む)の集積に関する目標を次のとおり定めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標	備 考
概 ね 95%	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じて地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積を推進する。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用・保全を図るため、中小経営体及び家族経営体などが地域社会の維持に重要な役割を果たしており、規模別の経営体における新規就農促進を図るエリアや有機農業等の団地化を目指すエリア等の設定を考慮するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等への取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性と多様な農業生産の展開などを十分踏まえて、農業経営基盤の強化促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地の担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため地域における農繁期を除いて開催することとし、開催に当たっては、本市の広報誌やホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

- (2) 参加者については、農業者、本市担当職員、農業委員、農業協同組合、土地改良区、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手と受け手の意向が反映されるよう調整する。
- (3) 協議の場における参加者等からの問い合わせ等の対応窓口は農林課に設置する。
- (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画等を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- (5) 本市は、地域計画の策定に当たっては、北海道、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用

地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培改善に関する事項

エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実効方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき、法第23条第1項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用

する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有しているなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本市の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において、当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を芦別市に届け出るものとする。

③ 本市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団

体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、芦別市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

- (2) 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあつせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者からの申出があった場合には、農作業の受委託のあつせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。
- (3) 担い手が受けきれない農用地については、地域計画の実現に向けて適切に維持管理し、将来的に担い手へ引き継ぐことが重要であることから、農作業受委託を実施する農業支援サービス事業者に関する情報提供や生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行い、農作業受委託を促進するための環境整備に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備に努める。

イ 本市は、水田収益力強化ビジョン策定等の積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、更に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるよう配慮する。

- (2) 推進体制

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、こ

のような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、芦別市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 本市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。